

25. 外国船舶監督業務(PSC)の現況

国際航海に従事する船舶は、海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、船体構造、設備並びに乗組員の資格、当直体制、労働条件等に係る基準を定めた国際条約(SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等)に適合することが要求されており、旗国(船舶登録国)には、船舶がこれらの基準に適合することを確保するために必要な措置をとることが義務付けられている。しかしながら、一部にはその義務を十分に果たさない旗国があり、基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)による海難事故等によって海上交通の阻害や海洋汚染の発生等が問題視されてきた。1970年代には海難に伴う大規模な海洋汚染が多発し、サブスタンダード船排除の気運が高まり、1981年国際海事機関(IMO)は「PSC(ポート・ステート・コントロール、寄港国による監督)の手続き」を採択、PSCが寄港国の権利として認められた。

我が国は1983年から地方運輸局等においてPSCを実施しており、我が国に入港する外国船舶に対して各条約の基準への適合性について立入検査を行っている。検査内容は、乗組員の海技資格や船体構造、設備に係るハード面の検査に加え、安全や環境保全に関する乗組員の習熟度や安全管理システム(ISM)に係るソフト面の検査も含まれる。

また、近年、海洋環境の保全等を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでおり、これら新規制の適切な履行を確保するため検査範囲が拡大し、PSCへの期待も大きくなっている。

2017年 海洋生態系の保全を目的としたバラスト水管理条約の発効

2020年 人の健康や環境への悪影響を低減するため、船舶に使用する燃料油硫黄分濃度の規制強化

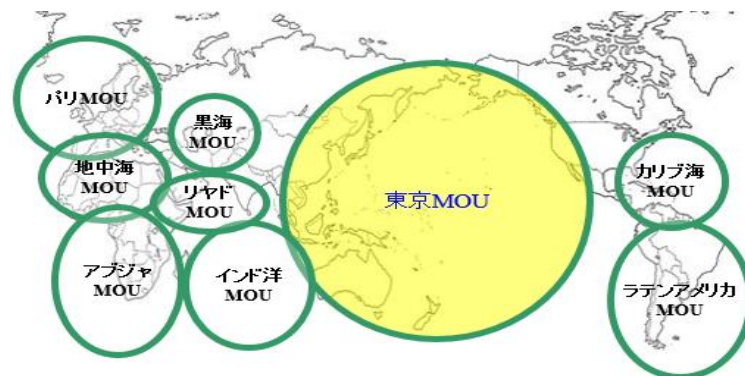
2023年 船舶からの二酸化炭素の排出を抑制するための新規制の発効

2025年 船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約が発効予定(本年6月26日)

・PSCにおける地域協力体制

欧州地域では1982年に14ヶ国により「PSCに関する覚書及び宣言文(パリMOU)」が採択され、地域内でのPSC協力体制を確立させることで、サブスタンダード船排除への成果を収めたことから、1993年、アジア太平洋地域でも同様の覚書「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書(東京MOU)」が採択され、以来、我が国はその主要国として活動している。東京MOUは、パリMOUと連携して集中検査キャンペーン(CIC)を実施する等、他地域MOUとも協力関係にある。また、例年、東京MOU加盟国等のPSC検査官一般研修(GTC)が我が国で実施されており、九州運輸局においても研修講師を派遣する他、船上実地訓練のため外国人研修生の受入れ協力も行っている。(令和6年度はタイ及びベトナムの研修生を受け入れ。)

PSCの地域協力体制



※東京MOUの正規メンバーは、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナムの22の国と地域です。(2024年12月末現在)